

平成26年11月定例会

# 議案説明資料

## 予算に関する説明書

(平成26年度11月補正予算関係)

総務部

### トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

# 平成26年11月定例会議案説明資料目次

総務部

## 【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成26年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書(総括)	財政課	1
	2 補正予算給与費明細書	財政課	4
	3 補正予算説明資料	(総括表) 情報政策課	6 7
	4 歳入歳出事項別明細書		10
	5 債務負担行為に関する調書	総務課ほか	12
第2号	平成26年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 政策法務課	14
	2 債務負担行為に関する調書	政策法務課	15

## 【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第9号	鳥取県税条例の一部改正について	税務課	16
第10号	鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について	行財政改革局 人事企画課	18
第12号	鳥取県行政財産使用料条例等の一部改正について	行財政改革局 財源確保推進課	20
第20号	当せん金付証票の発売について	財政課	23
第21号	平成25年度決算の認定について	財政課	24
第22号	職員の給与に関する条例等の一部改正について	行財政改革局 人事企画課	別冊

議案番号	件名	課名等	頁
第23号	鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例等の一部改正について	行財政改革局 人事企画課	別冊

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第3号	長期継続契約の締結状況について	東京本部	25

平成26年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
8 使用料及び手数料	3,714,030	△ 1,717	3,712,313
9 国庫支出金	47,971,846	860,265	48,832,111
12 繰入金	23,700,171	1,213,142	24,913,313
13 繰越金	5,222,370	948,134	6,170,504
14 諸収入	12,885,090	4,941	12,890,031
15 県債	43,812,000	340,000	44,152,000
歳入合計	348,343,622	3,364,765	351,708,387

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	26,099,819	51,163	26,150,982			1,300	49,863
3 民生費	45,349,454	81,787	45,431,241	914		49,497	31,376
4 衛生費	13,123,713	2,426,039	15,549,752	832,735		1,160,628	432,676
5 労働費	3,803,499	4,941	3,808,440			4,941	
6 農林水産業費	27,134,345	80,906	27,215,251				80,906
7 商工費	13,277,917	213,309	13,491,226				213,309
8 土木費	49,653,860	148,054	49,801,914	750	36,000		111,304
9 警察費	16,438,349	1,840	16,440,189	1,840			
10 教育費	72,399,691	356,726	72,756,417	24,026	304,000		28,700
歳出合計	348,343,622	3,364,765	351,708,387	860,265	340,000	1,216,366	948,134

歳入

8款 使用料及び手数料

1項 使用料

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 民生使用料	596,131	△ 1,717	594,414	2 児童福祉施設使用料	△ 1,717	
計	2,649,374	△ 1,717	2,647,657			

9款 国庫支出金

1項 国庫負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
2 衛生費国庫負担金	49,035	529,554	578,589	2 医薬費負担金	529,554	医務費負担金
計	14,304,415	529,554	14,833,969			

2項 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
2 民生費国庫補助金	2,388,492	914	2,389,406	1 社会福祉費補助金	914	老人福祉費補助金 △ 6,630 障がい者自立支援事業費補助金 7,544
3 衛生費国庫補助金	1,295,724	303,181	1,598,905	1 公衆衛生費補助金	37,344	生活習慣病予防対策費補助金
				3 医薬費補助金	265,837	医務費補助金 298,893 保健師等指導管理費補助金 △ 33,056
7 土木費国庫補助金	15,961,378	750	15,962,128	3 河川海岸費補助金	750	砂防費補助金
8 警察費国庫補助金	315,523	1,840	317,363	1 警察管理費補助金	1,840	警察本部費補助金
9 教育費国庫補助金	645,382	24,026	669,408	1 教育総務費補助金	24,026	教育財産管理費補助金
計	32,284,205	330,711	32,614,916			

12款 繰入金

2項 基金繰入金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
2 鳥取力創造運動推進基金繰入金	595,228	1,300	596,528	1 鳥取力創造運動推進基金繰入金	1,300	計画調査費充当
10 安心こども基金繰入金	773,204	30,978	804,182	1 安心こども基金繰入金	30,978	児童福祉総務費充当
14 介護基盤緊急整備等臨時特例基金繰入金	107,340	1,548	108,888	1 介護基盤緊急整備等臨時特例基金繰入金	1,548	老人福祉費充当
20 とっとり支え愛基金繰入金	936,707	△ 82,630	854,077	1 とっとり支え愛基金繰入金	△ 82,630	児童福祉総務費充当
21 地域の元気・公共投資臨時基金繰入金	2,350,461	2,571	2,353,032	1 地域の元気・公共投資臨時基金繰入金	2,571	児童福祉総務費充当
27 地域医療介護総合確保基金繰入金	0	1,259,375	1,259,375	1 地域医療介護総合確保基金繰入金	1,259,375	老人福祉費充当 14,400 児童福祉総務費充当 82,630 児童福祉施設費充当 1,717 医務費充当 1,099,132 保健師等指導管理費充当 61,496
計	23,641,292	1,213,142	24,854,434			

13款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 繰越金	5,222,370	948,134	6,170,504	1 前年度繰越金	948,134	
計	5,222,370	948,134	6,170,504			

14款 諸収入

8項 雑入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
7 雑入	1,417,900	4,941	1,422,841	1 雑入	4,941	
計	1,746,800	4,941	1,751,741			

15款 県債

1項 県債

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
4 普通土木債	11,122,000	36,000	11,158,000	3 河川海岸債	36,000	河川総務費充当
6 教育債	1,590,000	304,000	1,894,000	1 教育総務債	304,000	教育財産管理費充当
計	43,812,000	340,000	44,152,000			

# 給 与 費 明 細 書

1 特別職(一般職非常勤を含む)

区分	職員数 (人)	給 与 費						合計 (千円)	備 考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			共済費 (千円)
長等	2		24,684	8,083 2.71			32,767	5,586	38,353	
議員	35	304,311		100,753 2.74		405,064			405,064	
その他の特別職	8,779	3,943,170	6,420	2,103 2.71		3,952,353	459,368		4,411,721	
計	8,816	4,247,481	31,104	110,939		4,390,184	464,954		4,855,138	
長等	2		24,684	8,083 2.71		32,767	5,586		38,353	
議員	35	304,311		100,753 2.74		405,064			405,064	
その他の特別職	8,774	3,943,071	6,420	2,103 2.71		3,952,254	459,368		4,411,622	
計	8,811	4,247,382	31,104	110,939		4,390,085	464,954		4,855,039	
長等										
議員										
その他の特別職	5	99				99			99	
計	5	99				99			99	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費					共済費 (千円)	合 計 (千円)		備考		
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)						
補正後	(176)	43,538,934	30,678,038	74,216,972		14,994,262	89,211,234					
補正前	(176)	43,538,934	30,676,198	74,215,132		14,994,262	89,209,394					
比較		0	1,840	1,840	0	0	1,840	1,840				
職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)
	補正後	1,196,183	48,269	2,240,306	9,697,933	5,629,583	993,758	658,887	60,769	451,459	609,184	289,439
	補正前	1,196,183	48,269	2,238,466	9,697,933	5,629,583	993,758	658,887	60,769	451,459	609,184	289,439
	比較	0	0	1,840	0	0	0	0	0	0	0	0
区分	管理職員特別勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	定時制通信教育手当 (千円)	へき地手当 (千円)	特勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	退職手当 (千円)				
補正後	7,227	160,752	94,612	11,216	2,206	628	60,964	8,069,384				
補正前	7,227	160,752	94,612	11,216	2,206	628	60,964	8,069,384				
比較	0	0	0	0	0	0	0	0				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
職員手当	1,840	1,840	時間外手当	警察職員が東日本大震災及び平成26年8月に発生した広島市北部集中豪雨被害の被災地において行った警戒・警ら活動、被災者の捜索・救助活動等に係る時間外手当の特例の設定



補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計) 情報政策課	1,231,582	6,879	1,238,461				6,879	
合計	86,308,131	6,879	86,315,010	0	0	0	6,879	

<説明>

【情報政策課】

- ・県庁基幹システム刷新事業(システム開発)(351千円)
- ・(新)行政情報システム共同利用等検討会事業(628千円)
- ・鳥取情報ハイウェイ管理運営事業(5,900千円)

平成26年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費

2 項 企画費

2 目 計画調査費

情報政策課 (内線: 7615)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考																											
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																												
県庁基幹システム刷新事業(システム開発)	債務負担行為 0	債務負担行為 573,308	債務負担行為 573,308				債務負担行為 573,308																												
トータルコスト	0	4,221	4,221				351																												
従事する職員数	0.0人	0.5人	0.5人	(補正に係る主な業務内容) 新たな県庁基幹システムのうち「共通基盤システム」の調達業務																															
工程表の政策目標(指標)	県庁基幹業務(財務会計・給与・税務)の抜本的見直しによる業務効率化の推進																																		
事業内容の説明																																			
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>運用開始から20年以上経過し、老朽化・陳腐化している県庁の基幹業務システム(財務会計、税務、給与)の再構築を行うことにより、業務の効率化を図るとともに運用・保守経費の低減を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>本年度作成した基本設計等に基づき、各システムに共通する機能等の集約及び多数の既存個別システムも含め効果的なシステム連携を可能とする「共通基盤システム」から先行して構築を始めることとし、総合評価落札方式で開発事業者を選定して、システム開発に着手する。</p> <p>《主な機能》ログイン認証、共通データベース(所属職員情報など)、電子収納(コンビニ収納など)など</p> <p>○11月補正予算：評価委員会開催経費</p> <p>○債務負担行為：共通基盤システム開発経費及び運用・保守経費(H27～H33：573,308千円)</p> <p>(参考)</p> <p>(1) 新たな県庁基幹システム基本設計の概要</p> <p>(方向性) ・システム全体最適化を図るオープンなシステム構築</p> <p>・鳥取県クラウドサーバの活用による運用コスト削減</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>システム名</th> <th>主な導入機能</th> <th>構築着手</th> <th>稼働予定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規</td> <td>共通基盤システム</td> <td>各基幹システムに共通する機能、データを一元管理</td> <td>H27.3</td> <td>H29.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">再構築</td> <td>財務会計システム</td> <td>全ての会計事務の電子化</td> <td>H27.6</td> <td>H29.4</td> </tr> <tr> <td>税務システム</td> <td>自動車車検手続のワンストップサービスシステムなど外部システムとの連携機能充実</td> <td>H27.7</td> <td>H30.1</td> </tr> <tr> <td>給与・勤怠管理システム</td> <td>すべての任命権者や任用形態を対象とした給与システムの共通化、勤怠管理の一元集約</td> <td>H27.7</td> <td>H29.12</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 新システムの全体規模</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>開発経費</th> <th>運用・保守経費(5年間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,279,446 千円</td> <td>1,080,076 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒うち共通基盤システム以外のシステム開発経費等はH27年度当初予算で対応予定。</p> <p>(3) 期待される効果</p> <p>○県民サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な収納方法に対応することで、自宅に居ながら支払や申請手続きが行えるなど利便性が向上する。</li> </ul> <p>○県内経済の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ICT関連企業の高度な技術力や経験の蓄積、システムエンジニアの雇用拡大が期待できる。</li> <li>一層の事務集中処理体制を推進し、県業務のアウトソーシング拡大に資する。</li> </ul> <p>○県行政(財政)のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>想定される経費削減効果：▲約3.6億円/年(業務改善効果▲2.6億円/年+運用経費▲1億円/年)</li> <li>※経費の償却は新システム運用開始後約6年程度の見込み。</li> </ul> <p>3 これまでの取組状況、改善点など</p> <p>○H24～25年度、抜本的な業務改善の検討(県庁基幹業務刷新プロジェクト)</p> <p>○H26年度、三菱総合研究所に基本設計及びシステム開発の工程監理を委託し、再構築等に着手</p> <p>○県のシステム開発開始を契機に、県と市町村とでシステムや業務の共同(共通)化などの今後の方策等を検討する会議を立ち上げて議論、検討を始める(事務経費を別途H26.11月補正)</p>										システム名	主な導入機能	構築着手	稼働予定	新規	共通基盤システム	各基幹システムに共通する機能、データを一元管理	H27.3	H29.1	再構築	財務会計システム	全ての会計事務の電子化	H27.6	H29.4	税務システム	自動車車検手続のワンストップサービスシステムなど外部システムとの連携機能充実	H27.7	H30.1	給与・勤怠管理システム	すべての任命権者や任用形態を対象とした給与システムの共通化、勤怠管理の一元集約	H27.7	H29.12	開発経費	運用・保守経費(5年間)	2,279,446 千円	1,080,076 千円
	システム名	主な導入機能	構築着手	稼働予定																															
新規	共通基盤システム	各基幹システムに共通する機能、データを一元管理	H27.3	H29.1																															
再構築	財務会計システム	全ての会計事務の電子化	H27.6	H29.4																															
	税務システム	自動車車検手続のワンストップサービスシステムなど外部システムとの連携機能充実	H27.7	H30.1																															
	給与・勤怠管理システム	すべての任命権者や任用形態を対象とした給与システムの共通化、勤怠管理の一元集約	H27.7	H29.12																															
開発経費	運用・保守経費(5年間)																																		
2,279,446 千円	1,080,076 千円																																		

平成26年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

2目 計画調査費

情報政策課 (内線: 7094)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)行政情報システム共同利用等検討会事業	0	628	628				628	
トータルコスト	0	4,498	4,498	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.5人	0.5人	行政情報システムの共同利用の方策等に関する検討会の新設				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>複数の自治体が連携し、行政情報システムの集約・共同利用を行う「自治体クラウド」や、情報セキュリティ対策、平成27年度より本格的に動き始めるマイナンバー制度への対応など、自治体におけるICTを取り巻く環境や課題は近年目まぐるしく変化している。</p> <p>県と市町村の新たな連携の取組みとして、行政情報システムの共同利用の方策等を検討する検討会を設置し、県内自治体におけるICTのより有効な活用について検討する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>名 称: 「行政情報システム共同利用等検討会(仮称)」</p> <p>構 成: 県及び市町村</p> <p>主な取組み: ①検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各団体の情報システムの現状等の分析</li> <li>・システムや事務の共同(共通)化に向けた課題の整理</li> <li>・システムの共同利用、共同開発が可能な業務分野等の検討</li> </ul> <p>②先進的事例に関する講演会及び視察</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>H26年9月上旬 県内3か所で市町村情報システム担当者との意見交換を開催</p> <p>下旬 市町村が保有する情報システムの現状についてアンケート調査を実施</p> <p>10月下旬～ 市町村トップと情報システムに係る課題や今後の連携について意見交換</p> <p>&lt;参考&gt;県内市町村の抱える主な課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの運用経費及び改修経費の増大</li> <li>・ITに詳しい人材の不足(不在) など</li> </ul>								

## 平成26年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

2目 計画調査費

情報政策課（内線：7852）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源															
鳥取情報ハイウェイ管理運営事業	125,052	5,900	130,952				5,900															
トータルコスト	135,887	5,900	141,787	（補正に係る主な業務内容）																		
従事する職員数	1.4人	0.0人	1.4人	鳥取情報ハイウェイに係る通信機器設置の業務委託等																		
工程表の政策目標（指標）	鳥取情報ハイウェイの活用促進																					
事業内容の説明																						
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取情報ハイウェイの利用を促進するため、米子市内（角盤地区）に新たなアクセスポイントを設置する。</p>																						
<p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（1）備品購入（ネットワーク機器）</td> <td style="text-align: right;">4,060</td> </tr> <tr> <td>（2）委託費（ネットワーク機器設定）</td> <td style="text-align: right;">265</td> </tr> <tr> <td>（3）委託費（光ファイバ接続）</td> <td style="text-align: right;">1,145</td> </tr> <tr> <td>（4）委託費（光監視データ更新）</td> <td style="text-align: right;">313</td> </tr> <tr> <td>（5）役務費（回線引込工事）</td> <td style="text-align: right;">117</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">5,900</td> </tr> </tbody> </table>								区 分	予算額	（1）備品購入（ネットワーク機器）	4,060	（2）委託費（ネットワーク機器設定）	265	（3）委託費（光ファイバ接続）	1,145	（4）委託費（光監視データ更新）	313	（5）役務費（回線引込工事）	117	合 計	5,900	
区 分	予算額																					
（1）備品購入（ネットワーク機器）	4,060																					
（2）委託費（ネットワーク機器設定）	265																					
（3）委託費（光ファイバ接続）	1,145																					
（4）委託費（光監視データ更新）	313																					
（5）役務費（回線引込工事）	117																					
合 計	5,900																					
<p>3 改善点</p> <p>新たに設置するアクセスポイントと県西部の地元ケーブルテレビ会社の所有する光ファイバ網を接続することで、民間企業・学校等が安価に鳥取情報ハイウェイを利用できる環境を整える。</p>																						

平成26年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費									
	節	補正前	補正額	補正後	うち総務部					
					補正前	補正額	補正後	2項 企画費		
								補正前	補正額	補正後
1 報 酬	542,743	81	542,824	173,896	81	173,977	2,189	81	2,270	
2 給 料	2,879,178		2,879,178	1,469,038		1,469,038	55,410		55,410	
3 職員手当等	4,593,162		4,593,162	3,869,253		3,869,253	27,750		27,750	
4 共 済 費	1,114,234		1,114,234	557,356		557,356	20,347		20,347	
5 災 害 補 償 費	500		500	500		500				
6 恩給及び退職年金	22,591		22,591	22,591		22,591				
7 貸 金	35,868		35,868	27,452		27,452				
8 報 償 費	283,226	90	283,316	246,092	90	246,182	288	90	378	
9 旅 費	244,702	1,488	246,190	108,167	570	108,737	4,050	570	4,620	
費用弁償	28,564	729	29,293	5,302	270	5,572	522	270	792	
普通旅費	165,064	609	165,673	93,173	150	93,323	3,391	150	3,541	
特別旅費	51,074	150	51,224	9,692	150	9,842	137	150	287	
10 交 際 費	3,600		3,600	3,500		3,500				
11 需 用 費	575,385	1,673	577,058	282,809	156	282,965	4,786	156	4,942	
12 役 務 費	577,588	2,568	580,156	235,097	149	235,246	76,578	149	76,727	
13 委 託 料	4,627,368	39,529	4,666,897	1,583,670	1,723	1,585,393	726,274	1,723	727,997	
14 使用料及び賃借料	654,176	374	654,550	488,028	50	488,078	337,764	50	337,814	
15 工 事 請 負 費	1,114,012		1,114,012	252,719		252,719				
16 原 材 料 費										
17 公有財産購入費										
18 備 品 購 入 費	78,657	4,060	82,717	8,959	4,060	13,019	2,812	4,060	6,872	
19 負担金、補助及び交付金	8,393,774	1,300	8,395,074	1,093,654		1,093,654	76,504		76,504	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金										
22 補償、補填及び賠償金	2,000		2,000	2,000		2,000				
23 償還金、利子及び割引料	186,000		186,000	30,000		30,000				
24 投資及び出資金										
25 積 立 金	170,832		170,832	161,219		161,219				
26 寄 付 金										
27 公 課 費	223		223							
28 繰 出 金										
予 備 費										
計	26,099,819	51,163	26,150,982	10,616,000	6,879	10,622,879	1,334,752	6,879	1,341,631	
財 源										
国庫支出金	2,201,959		2,201,959	231,174		231,174	216,141		216,141	
地方債										
その他	1,637,661	1,300	1,638,961	447,894		447,894	4,324		4,324	
一般財源	22,260,199	49,863	22,310,062	9,936,932	6,879	9,943,811	1,114,287	6,879	1,121,166	

平成26年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費			総 務 部 合 計		
	うち総務部					
	2項 企画費			補正前	補正額	補正後
	2目 計画調査費					
節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	2,189	81	2,270	193,532	81	193,613
2 給 料				1,513,366		1,513,366
3 職員手当等				3,891,453		3,891,453
4 共 済 費	337		337	575,584		575,584
5 災 害 補 償 費				500		500
6 恩給及び退職年金				22,591		22,591
7 賃 金				27,452		27,452
8 報 償 費	288	90	378	253,745	90	253,835
9 旅 費	4,050	570	4,620	119,477	570	120,047
費用弁償	522	270	792	7,825	270	8,095
普通旅費	3,391	150	3,541	97,583	150	97,733
特別旅費	137	150	287	14,069	150	14,219
10 交 際 費				3,500		3,500
11 需 用 費	4,786	156	4,942	289,590	156	289,746
12 役 務 費	76,578	149	76,727	244,997	149	245,146
13 委 託 料	726,274	1,723	727,997	1,661,608	1,723	1,663,331
14 使用料及び賃借料	337,764	50	337,814	675,443	50	675,493
15 工 事 請 負 費				312,719		312,719
16 原 材 料 費						
17 公有財産購入費						
18 備 品 購 入 費	2,812	4,060	6,872	9,089	4,060	13,149
19 負担金、補助及び交付金	76,504		76,504	8,674,438		8,674,438
20 扶 助 費				1,800		1,800
21 貸 付 金						
22 補償、補填及び賠償金				2,000		2,000
23 償還金、利子及び割引料				5,845,292		5,845,292
24 投資及び出資金						
25 積 立 金				161,219		161,219
26 寄 付 金						
27 公 課 費						
28 繰 出 金				61,678,736		61,678,736
予 備 費				150,000		150,000
計	1,231,582	6,879	1,238,461	86,308,131	6,879	86,315,010
財 国庫支出金	216,141		216,141	435,424		435,424
源 地 方 債						
内 そ の 他	4,324		4,324	8,771,698		8,771,698
訳 一 般 財 源	1,011,117	6,879	1,017,996	77,101,009	6,879	77,107,888

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	国庫支出金	特定地方債	その他	一般財源
			千円		千円	千円	千円	千円	千円
平成26年度 知事公邸清掃業務委託	5,271			平成27年度から 平成29年度まで	5,271				5,271
平成26年度 県庁本庁舎等清掃業務委託	26,604			平成27年度	26,604				26,604
平成26年度 県庁第二庁舎等清掃業務委託	26,995			平成27年度	26,995				26,995
平成26年度 県庁舎等植栽管理業務委託	13,940			平成27年度から 平成29年度まで	13,940				13,940
平成26年度 県庁舎工レベーター保守点検業務委託	18,786			平成27年度から 平成28年度まで	18,786				18,786
平成26年度 県庁舎中央監視盤保全業務委託	19,603			平成27年度から 平成28年度まで	19,603				19,603
平成26年度 県庁舎議場放送設備等保守点検業務委託	3,889			平成27年度から 平成29年度まで	3,889				3,889
平成26年度 県庁舎受変電監視制御設備保守委託	684			平成27年度	684				684
平成26年度 東部庁舎清掃業務委託	20,510			平成27年度	20,510				20,510
平成26年度 東部庁舎施設総合保守管理業務委託	18,752			平成27年度	18,752				18,752
平成26年度 東部庁舎冷水温水発生機保守点検業務委託	2,496			平成27年度から 平成29年度まで	2,496				2,496
平成26年度 東部庁舎ポンプ類保守点検業務委託	540			平成27年度から 平成29年度まで	540				540
平成26年度 東部庁舎移動梯子設備等保守点検業務委託	648			平成27年度から 平成29年度まで	648				648

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳					
		期間	金額	期間	金額	特定	財源			一般財源	
							国庫支出金	地方債	その他		
平成26年度 県有施設清掃業務委託	千円 55,182		千円		千円		千円		千円	千円	55,182
平成28年度 県有施設工しべター等保守点検業務委託	49,017				49,017						49,017
平成28年度 庁内LAN等インターネット接続サービス利用料	20,035				20,035						20,035
平成28年度 県庁基幹システム開発業務及び運用保守委託	573,308				573,308						573,308
平成28年度 関西本部清掃業務委託	723				723						723
平成28年度 公文書館清掃業務委託	2,657				2,657						2,657



議案第2号

平成26年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課 名	補正前の額	補 正 額	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
(鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計)								
政策法務課	98,293		98,293					
合 計	503,180		503,180	0	0	0	0	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	繰入金 千円	そ の 他 千円	事業収入 千円
平成26年度 文書収業務委託	14,694 千円			平成27年度から 平成29年度まで	14,694 千円				14,694 千円

条例名等

鳥取県税条例の一部改正について

- 1 提出理由  
控除対象特定非営利活動法人の指定要件に適合する特定非営利活動法人について、寄附金税額控除の対象に加える。
- 2 概要  
個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に平成27年1月1日から平成31年12月31日までの間に特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会に対してなされた寄附金を加える。
- 3 施行期日  
施行期日は、公布日とする。

【参考】

＜控除対象寄附金の状況＞

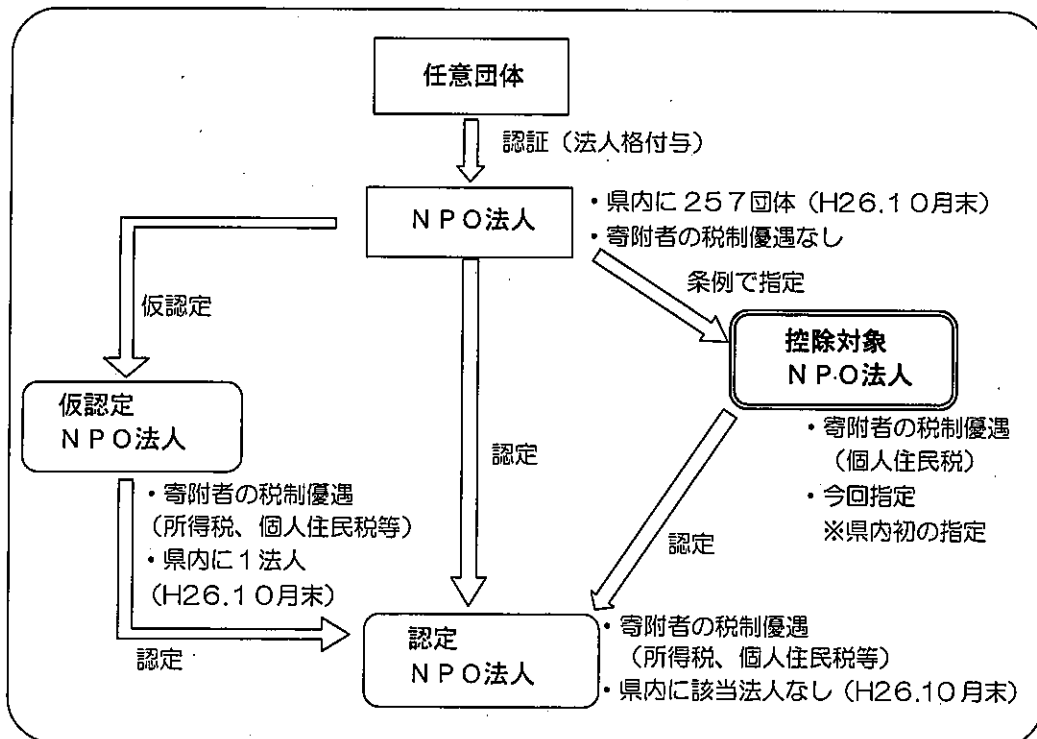
控除対象寄附金に係る法人等の区分		適用状況
1	都道府県、市町村(ふるさと寄附金)	○
2	共同募金会、日本赤十字社	○
3	特定公益増進法人 (独立行政法人、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人等)	★
4	認定特定公益信託	★
5	認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)	★
6	控除対象特定非営利活動法人(控除対象NPO法人)	★

注) ○：全国一律に控除対象となるもの、★：条例指定により控除対象となるもの

＜今回指定する法人の概要＞

- ・名称 特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会
- ・主たる事務所の所在地 鳥取市瓦町601番地
- ・設立年月日 平成20年5月15日
- ・事業内容 自閉症児・者等に対する正しい理解をひろめる事業、本人・家族・関係者に対する相談・情報提供事業、講演会・研修会事業等

＜認定NPO法人及び控除対象NPO法人等の関連イメージ＞



鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の4 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">主たる事務所の所在地</th> <th style="text-align: center;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会</td> <td style="text-align: center;">鳥取市瓦町601</td> <td style="text-align: center;">平成27年1月1日から平成31年12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称	主たる事務所の所在地	期間	特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町601	平成27年1月1日から平成31年12月31日まで	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の4 略</p> <p>2 略</p>
名称	主たる事務所の所在地	期間					
特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町601	平成27年1月1日から平成31年12月31日まで					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由                  職員を派遣することにより、業務の円滑な実施の確保を通じて地域の振興、住民の生活の向上等に関する諸施策の推進を図るため、職員を派遣する公益的法人等を追加する。</p> <p>2 概要                  (1) 公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるための職員の派遣先に、一般財団法人関西ワールドマスタースゲームズ2021組織委員会を加える。                  (2) 施行期日は、規則で定める日とする。</p>

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの ア～サ 略 <u>シ 一般財団法人関西ワールドマスターズゲームズ2021組織委員会</u> ス 略 (2)～(4) 略 2・3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの ア～サ 略  シ 略 (2)～(4) 略 2・3 略</p>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例について (鳥取県行政財産使用料条例)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 最近における土地及び建物の賃貸料の状況等に鑑み、受益と負担の公平確保を図るため、行政財産の使用料について、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1)土地の使用料の基準額を算定する際に土地の価格に乗ずる割合を1000分の56（現行1000分の40）に引き上げる。 (2)県庁舎講堂の使用料の額を1時間につき2,850円（現行6,790円）とする等、建物の使用料の額を引き下げる。 (3)プールの使用について1時間につき9,020円の使用料を徴収する。 (4)施行期日は、平成27年4月1日とする。</p> <p>《見直しの背景》 これまで使用料の額の算定は、昭和33年の大蔵省通知「国の庁舎等に関する取扱い基準」を準用した計算式としていたが、国においても現在は民間の取引実勢価格を考慮する方式に変更されていることから、本県においても民間の鑑定評価の方式に準じた算定方法に変更することとしたもの。</p>

鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

(鳥取県行政財産使用料条例の一部改正)

第1条 鳥取県行政財産使用料条例(昭和39年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
1 略				1 略			
2 建物その他の工作物				2 建物その他の工作物			
区分		使用料		区分		使用料	
		単位	金額			単位	金額
略				略			
太陽光発電設備による発電のため使用させる場合			使用の許可を受ける者と知事が協議して定める額	太陽光発電設備による発電のため使用させる場合			使用の許可を受ける者と知事が協議して定める額
会議室として使用させる場合	県庁舎講堂	1時間	6,790円	会議室として使用させる場合	県庁舎講堂以外の会議室	1平方メートルにつき1時間	10円
	県庁舎講堂以外の会議室	1平方メートルにつき1時間	5円		木造	1平方メートルにつき1時間	5円
略				略			
その他の場合	県庁舎講堂	1時間	2,850円	海水をくみ上げて供給するための設備(知事が別に指定するものに限る。)を使用させる場合	当該設備を使用してみ上げられ、かつ、供給される海水1立方メートルにつき		53円
	講堂以外の部分	1平方メートルにつき1時間	6円				
	東部庁舎及び警察本部庁舎	1平方メートルにつき1時間	6円				
	県庁舎、東部庁舎及び警察本部庁舎(以下「県庁舎等」という。)以外の建物	1平方メートルにつき1時間	6円				
プール	1時間	9,020円	その他の場合	県庁舎、東部庁舎及び警察本部庁舎	1平方メートルにつき1月	1,360円	
海水をくみ上げて供給するための設備(知事が別に指定するものに限る。)	くみ上げられ、かつ、供給される海水1立方メートルにつき	53円					県庁舎、東部庁舎及び警察本部庁舎以外の建物



備考

1～4 略

5 「基準額」とは、使用する土地の1平方メートル当たりの価格（許可の日の属する年度の前年度の初日における路線価、固定資産税評価額等を勘案して知事が別に定める額をいう。以下同じ。）に1000分の56を乗じて得た額（土地の使用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるもの以外のものにあつては、使用する土地の1平方メートル当たりの価格に10万分の6048を乗じて得た額）をいう。

6 建物その他の工作物のうち使用料の額が年額で定められているものに係る使用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。ただし、これにより難い場合は、知事が別に定めるところによる。

7 1月以上建物を使用させる場合の使用料の額は、使用面積1平方メートルにつき、次のとおりとする。この場合において、使用期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。

(1) 県庁舎等 1月につき1,040円

(2) 非木造の建物（県庁舎等を除く。） 1月につき830円

(3) 木造の建物（県庁舎等を除く。） 1月につき270円

8 暖房又は冷房をしたときは、2の表又は前項に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

9 略

10 略

備考

1～4 略

5 「基準額」とは、使用する土地の1平方メートル当たりの価格（許可の日の属する年度の前年度の初日における路線価、固定資産税評価額等を勘案して知事が別に定める額をいう。以下同じ。）に100分の4を乗じて得た額（土地の使用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるもの以外のものにあつては、使用する土地の1平方メートル当たりの価格に1万分の432を乗じて得た額）をいう。

6 建物その他の工作物のうち使用料の額が年額で定められているものに係る使用期間が1年未満であるとき若しくはその期間に1年未満の端数があるとき又は使用料の額が月額で定められているものに係る使用期間が1月未満であるとき若しくはその期間に1月未満の端数があるときは、次に定めるところにより計算するものとする。

(1) 電気事業又は電気通信事業のため使用させる場合にあつては、月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

(2) (1)以外の場合にあつては、日割りをもって計算する。ただし、これにより難い場合は、知事が別に定めるところによる。

7 暖房又は冷房をしたときは、2の表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

8 略

9 略

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

条 例 名 等	当せん金付証券の発売について																
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 当せん金付証券を発売することについて、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概 要 発売総額53億円以内</p> <p>これは、平成27年度において、都道府県及び指定都市が共同して実施する全国自治宝くじ並びに西日本宝くじの本県の発売額である。 （発売議決額 平成25年度：53億円、平成26年度：53億円）</p> <p>【 参 考 】 〈宝くじの現状〉 全国的に宝くじ販売額が減少する中、本県においてもジャンボ宝くじの不振などにより、平成26年度上半期販売額は前年同期比96百万円減となったが、来年度については、宝くじのインターネット本格販売開始が計画されており、販売総額の増加が期待される。</p> <p>〈宝くじ販売状況〉 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>対前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上半期</td> <td>1,632</td> <td>1,536</td> <td>△96</td> </tr> <tr> <td>下半期</td> <td>1,982</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通年</td> <td>3,614</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		平成25年度	平成26年度	対前年比	上半期	1,632	1,536	△96	下半期	1,982			通年	3,614		
	平成25年度	平成26年度	対前年比														
上半期	1,632	1,536	△96														
下半期	1,982																
通年	3,614																

条 例 名 等	平成25年度決算の認定について																																	
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成25年度鳥取県歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付するものである。</p> <p>2 概 要</p> <p>一般会計歳入歳出決算額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">歳</td> <td style="width: 10%;">入</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;">362,666,778千円</td> </tr> <tr> <td>歳</td> <td>出</td> <td></td> <td style="text-align: right;">345,978,525千円</td> </tr> <tr> <td>差</td> <td>引</td> <td></td> <td style="text-align: right;">16,688,253千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>翌年度に繰り越すべき財源</td> <td></td> <td style="text-align: right;">3,259,939千円</td> </tr> <tr> <td>実</td> <td>質</td> <td>収</td> <td>支</td> <td style="text-align: right;">13,428,314千円</td> </tr> </table> <p>各特別会計決算額総計</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">歳</td> <td style="width: 10%;">入</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;">112,282,360千円</td> </tr> <tr> <td>歳</td> <td>出</td> <td></td> <td style="text-align: right;">110,502,774千円</td> </tr> <tr> <td>差</td> <td>引</td> <td></td> <td style="text-align: right;">1,779,586千円</td> </tr> </table>	歳	入		362,666,778千円	歳	出		345,978,525千円	差	引		16,688,253千円		翌年度に繰り越すべき財源		3,259,939千円	実	質	収	支	13,428,314千円	歳	入		112,282,360千円	歳	出		110,502,774千円	差	引		1,779,586千円
歳	入		362,666,778千円																															
歳	出		345,978,525千円																															
差	引		16,688,253千円																															
	翌年度に繰り越すべき財源		3,259,939千円																															
実	質	収	支	13,428,314千円																														
歳	入		112,282,360千円																															
歳	出		110,502,774千円																															
差	引		1,779,586千円																															

## 長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	東京本部	物品 保守	ノートパソコン	2台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	435,456	平成26年9月1日 ～平成30年8月31日	鳥取県東京本部

長期継続契約の締結状況について

[変更契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	当初報告日	変更内容	
							変更前	変更後
1	東京本部	物品 保守	複合機	1台	東京都港区六本木三丁目1番1号 富士ゼロックス株式会社 公共第二営業 部	平成25年2月15日	契約期間 平成27年11月30日 ～平成24年12月3日	契約期間 平成26年9月30日 ～平成24年12月3日



◇改正後の鳥取県行政財産使用料条例（昭和39年鳥取県条例第7号）（抜粋）

（使用料の徴収）

第2条 行政財産の使用については、別表に定めるところにより使用料を徴収する。

別表（第2条関係）

1 土地

区分		使用料		
		単位	金額	
電気事業又は電気通信事業のため使用させる場合	共架設備	使用する電柱又は電話柱1本につき1年	1,500円	
	その他のもの（知事が別に定めるものを除く。）		電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に定める額	
水道事業、ガス事業等のため使用させる場合	ハンドホール又はマンホール	1個につき1年	基準額に3.3を乗じて得た額	
	水管、下水道管、ガス管その他の管類	長さ1メートルにつき1年	外径が0.3メートル未満のもの	基準額に0.3を乗じて得た額
			外径が0.3メートル以上0.5メートル未満のもの	基準額に0.4を乗じて得た額
			外径が0.5メートル以上のもの	基準額に0.5を乗じて得た額
その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	基準額		
通勤等のため駐車場として使用させる場合		使用面積1平方メートルにつき1年	使用の許可を受ける者の受益の程度、近傍類似の土地の賃貸料等を勘案して知事が別に定める額	
その他の場合		使用面積1平方メートルにつき1年	基準額	

2 建物その他の工作物

区分		使用料	
		単位	金額
電気事業又は電気通信事業のため使用させる場合（知事が別に定める設備を設置する場合に限る。）		使用場所1箇所につき1年	1,500円
太陽光発電設備による発電のため使用させる場合			使用の許可を受ける者と知事が協議して定める額
通勤等のため駐車場として使用させる場合		使用面積1平方メートルにつき1年	使用の許可を受ける者の受益の程度、近傍類似の建物の賃貸料等を勘案して知事が別に定める額
その他の場合	県庁舎	1時間	2,850円
	講堂		
	講堂以外の部分	使用面積1平方メートルにつき1時間	6円
	東部庁舎及び警察本部庁舎		6円
県庁舎、東部庁舎及び警察本部庁舎（以下「県庁舎等」という。）以外の建物	非木造	6円	
	木造	3円	

プール	1時間	9,020円
海水をくみ上げて供給するための設備（知事が別に指定するものに限る。）	くみ上げられ、かつ、供給される海水1立方メートルにつき	53円

備考

- 1 使用面積若しくは物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 2 使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 3 土地に係る使用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、次に定めるところにより計算するものとする。
  - (1) 電気、水道、ガス事業等のため使用させる場合にあつては、月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
  - (2) (1)以外の場合にあつては、日割りをもって計算する。ただし、これにより難い場合は、知事が別に定めるところによる。
- 4 「共架設備」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線その他の設備をいうものとする。
- 5 「基準額」とは、使用する土地の1平方メートル当たりの価格（許可の日の属する年度の前年度の初日における路線価、固定資産税評価額等を勘案して知事が別に定める額をいう。以下同じ。）に1000分の56を乗じて得た額（土地の使用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるもの以外のものにあつては、使用する土地の1平方メートル当たりの価格に10万分の6048を乗じて得た額）をいう。
- 6 建物その他の工作物のうち使用料の額が年額で定められているものに係る使用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。ただし、これにより難い場合は、知事が別に定めるところによる。
- 7 1月以上建物を使用させる場合の使用料の額は、使用面積1平方メートルにつき、次のとおりとする。この場合において、使用期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。
  - (1) 県庁舎等 1月につき1,040円
  - (2) 非木造の建物（県庁舎等を除く。） 1月につき830円
  - (3) 木造の建物（県庁舎等を除く。） 1月につき270円
- 8 暖房又は冷房をしたときは、2の表又は前項に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。
- 9 くみ上げられ、かつ、供給される海水の水量が1立方メートル未満であるとき、又はその水量に1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルとして計算するものとする。
- 10 一件の使用料の額が100円未満である場合における当該使用料の額は、100円とするものとする。